

質問に対する回答書

工事名： 徳島県鳴門総合運動公園野球場改築工事のうち建築工事（4）

工事箇所： 鳴門市撫養町立岩（第4工区）

徳島県県土整備部営繕課

このことについては、次のとおりです。

番号	質問事項	回答
1	施工期間が契約締結日の翌日からになっていますが、現場施工に着手するまでの期間が長期になります。工事に着手するまでの期間も技術者の専任配置が必要になりますか？工事着手日からの専任配置でよいでしょうか？	主任技術者及び監理技術者の専任すべき期間については、下記資料を参照してください。 ・「入札後審査方式一般競争入札（総合評価落札方式（標準型）・建築・JV）の共通事項」5入札参加資格確認資料等に関する事項（1）③イ ・「現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル（令和6年7月）」P15、P88
2	契約締結から施工に入るまでに期間が空いていますが、現場技術者が当工事に拘束されるのは、工事契約締結日の翌日から工期終了時と考えてよろしいでしょうか。	番号1の回答のとおりです。

現場代理人及び主任技術者等設置マニュアル

～建設企業向け～

令和6年7月

徳島県県土整備部

また、特定専門工事における元請等の主任技術者については、直接契約を締結した下請の主任技術者としての職務も担っていることから、短期間工事現場を離れる場合等の施工体制の確保については、元請等のみならず、当該下請としての技術者の役割についても支障が生じないように留意する必要がある。

業法 第二十六条（主任技術者及び監理技術者の設置等）

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。以下 略

政令 第二十七条（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）

法第二十六条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が四千万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、八千万円）以上のものとする。

一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事

(2) 専任すべき期間

受注者が、主任技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となる。ただし、契約期間中にあつても次に掲げる期間については、原則として、工事現場への専任を要しないものとして取り扱うものとする（落札候補者となっている時点で他の工事に主任技術者等又は現場代理人として従事している場合及び検査が契約工期後となる場合の取扱いは、**21 参考資料（P88）**を参照）。

なお、次のいずれの場合にあつても専任を要しない期間が、発注者と受注者との間で設計図書等の書面により明確となっていることが必要である。

ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

イ 約款第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

エ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間

工場製作過程においては、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制が可能である場合は、同一の主任技術者等が製作を一括して管理することができる。

主任技術者等については、前述の工事現場への専任を要しない期間アイウエのうち、イ（約款第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間）に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者等として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者等は他の工事の専任の主任技術者等として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とする等の留意が必要）について、発注者の承諾を得る必要がある。

主任技術者等の専任期間

主任技術者等が専任すべき期間は、契約工期が基本となるが、県土整備部発注工事では、以下により運用する。

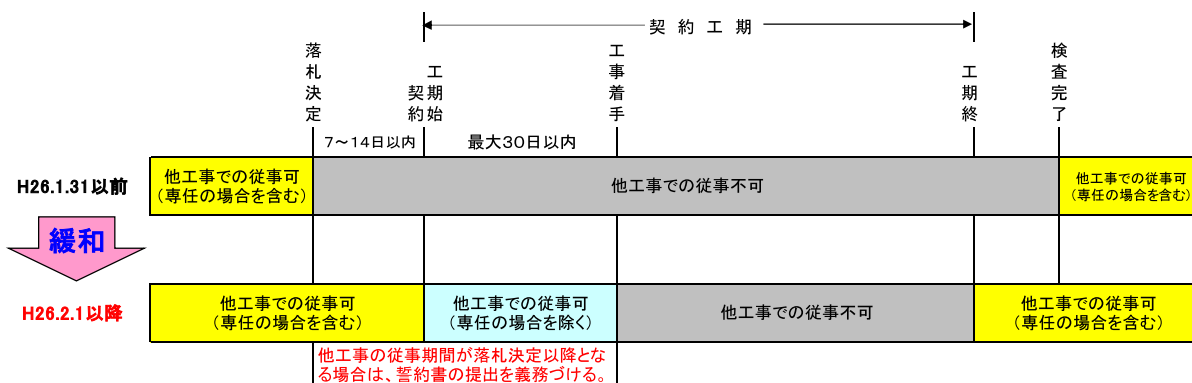
●H26.1.31以前

落札決定通知日の翌日～しゅん工承認日

●H26.2.1以降(運用を緩和)

契約工期(工期始期日～工期終期日)

※落札候補者となっている時点で、他の工事に従事している場合は、「工事完了誓約書」の提出が必要
 ※工事着手日(最大30日)までは、専任を要しない他の工事の主任技術者等に従事可能
 ※工期内に工事が完了する場合は、しゅん工承認日の翌日以降は他の工事に従事可能



(注1) 契約工期内であっても、工場製作のみの期間、一時中止期間は専任を要しない。

(注2) 他の兼務要件を満たす場合は、他の工事に従事可能。